相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県北葛城郡上牧町大字上牧八一六番地一、最後の住所奈良県北葛城郡上牧町大字上牧八一六番地一　一〇三―二五

被相続人　亡　白井　実

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二十三日

大阪市北区西天満三丁目一四番一六号西天満パークビル三号館九階

相続財産管理人　弁護士　長澤　彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県伊予郡松前町大字浜二五一番地、最後の住所愛媛県伊予郡松前町大字浜三六〇番地

被相続人　亡　阪東　康秀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二十三日

愛媛県松山市味酒町二丁目一五番地二

相続財産管理人　司法書士　中谷　匡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分市花津留一丁目六四番地、最後の住所熊本県阿蘇郡小国町大字黒渕二九一五番地

被相続人　亡　川邉ヤサ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二十三日

熊本県阿蘇市内牧一〇六〇番地五

相続財産管理人　後藤　隆一

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用者向上のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

尚、期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十六年六月二十三日

一、墳墓等所在地　群馬県沼田市西原新町一三一番地

一、墳墓等の名称　平等寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　宇居公子家　宇居清蔵、宇居藤兵衛、宇居善兵衛、宇居志宇、宇居佐五右衛門、宇居キリ、宇居貢助、宇居計作、宇居仙吉、宇居貞治郎、宇居喜六、宇居コト、不詳四名　宇居家　宇居熊吉、宇居みね、宇居きん、宇居とし子　佐藤家　佐藤清次郎、佐藤常吉、佐藤栄之助、不詳四名　中山家　中山勝次郎、中山ひさ、不詳五名　小林家　小林守、小林かう、小林吾助　勝野家　勝野てい、勝野修作　椙澤家　椙澤玉吉、椙澤光子　樽井家　樽井亀一郎、樽井きく、樽井米太郎、樽井セキ、樽井君子、樽井アキ、樽井みよ

一、改葬を行おうとする者　群馬県沼田市西原新町一三一番地　宗教法人真宗大谷派平等寺　代表役員　井上　彰雄

任意清算公告

当社は、平成二十六年五月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年六月二十三日

愛知県犬山市大字犬山字西林崎二七番地ノ七

合資会社富士製作所

代表社員　大島　千史

任意清算公告

当社は、平成二十六年五月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年六月二十三日

愛知県知多郡東浦町大字緒川字屋敷弐区六五番地の三

野村酒造合資会社

代表社員　野村　政助

債権申出の公告（第二回）

当基金は、平成二十六年五月二十八日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年六月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月二十三日

栃木県宇都宮市八千代一丁目五番一二号

栃木県トラック厚生年金基金

代表清算人　関谷　忠泉

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成26年６月23日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

C　①株式会社東京ナイストラベル　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―4583号　④株式会社東京ナイストラベル　東京都中野区中央三丁目13番11号　代表取締役　佐藤文章　⑤江戸川営業所　東京都江戸川区西一之江四丁目13番20号　⑥平成11年３月５日　⑨平成26年６月５日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都中野区中央三丁目13番11号　株式会社東京ナイストラベル　代表取締役　佐藤文章

C　①株式会社ＪＣインターナショナル　②第三種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―6488号　④株式会社ＪＣインターナショナル　東京都千代田区麹町３―７　代表取締役　黒木賢司　⑤本店営業部　東京都千代田区麹町３―７半蔵門村山ビル７階　⑥平成23年11月17日　⑨平成26年６月５日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都千代田区麹町３―７　株式会社ＪＣインターナショナル　代表取締役　黒木賢司

債権申出の公告（第三回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十六年四月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了したので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年六月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十六年六月二十三日

埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目三番一号

埼玉トヨペット株式会社

確定給付企業年金清算人　西塚　康雄